

国際日本文化研究センター運営会議規則

〔平成16年5月12日制定〕
〔最終改正平成31年3月15日〕

(趣旨)

第1条 この規則は、人間文化研究機構大学共同利用機関運営会議規程第2条第2項及び第7条に基づき、国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）に置かれる運営会議に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営会議においては、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 所長候補者の選考に関する事。
- (2) センターの研究教育職員の人事に関する事。
- (3) センターの研究及び教育に係る重要事項に関する事。
- (4) センターの事業計画その他管理運営に係る重要事項に関する事。

(組織)

第3条 運営会議は、委員21名で組織し、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副所長
 - (2) 研究調整主幹
 - (3) 情報管理施設長
 - (4) 総合研究大学院大学文化科学研究科国際日本研究専攻長
 - (5) センターの職員のうちから所長が指名するもの
 - (6) センターの職員以外の者で学識経験を有するもののうちから所長が指名するもの
- 2 前項第6号に掲げる委員の数は、前項に定める委員数の過半数とする。
- 3 第1項第5号及び第6号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長等)

第4条 運営会議に議長及び副議長各1名を置く。

- 2 前項の議長は委員の互選により、副議長は議長の指名により選出する。
- 3 議長は運営会議の会務を掌理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。
- 5 議長は、所長の要請に応じ運営会議を招集する。

(議事)

第5条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(所長候補者選考委員会)

第6条 運営会議に、所長候補者の選考に関する事項を審議するため、所長候補者選考委員会を置く。

- 2 所長候補者選考委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は運営会議において定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年5月12日から施行する。
- 2 この規則の施行日以降、最初の第3条第1項第5号及び第6号の委員に係る任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成18年3月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年3月15日から施行する。